

著作権について

本文書は、著作権により保護されています。本文書の一部又は全部を JBA の許可無く、複写・複製することを禁じます。

JBA 事務局 (TEL : 03-6661-0213)

2020 年 8 月 1 日

一般社団法人日本寝具寝装品協会 (JBA)

J-TAS 協議会

COVID-19 パンデミックによる移動制限が生じた地域における トレーサビリティ監査ガイドライン

J-TAS における監査機関は、COVID-19 パンデミックにより、監査報告書の有効期限内に、JBA トレーサビリティ監査基準（以下、「監査基準」という）に定めるトレーサビリティ監査（以下、「監査」という）を実施できない恐れがある。このような状況を考慮して、移動制限時の監査について、本ガイドラインにより定める。

1. 本ガイドラインの適用範囲

COVID-19 パンデミックによる移動制限が生じた地域に本ガイドラインを適用する。

2. 監査報告書の有効期限延長

監査機関は、監査報告書の有効期限内に現地監査を実施できない場合、90 日間まで延長することができる。それ以上延長する場合は、J-TAS 協議会の了承を得ることとする。延長した後、監査を受けた監査報告書の有効期限は、監査を受けた時期に関わらず、元の有効期限から遡った日数とする。

3. 更新監査

現地監査の臨時的な処置として、遠隔監査を実施することができる。遠隔監査による監査報告書は有効期限を 1 年とし、その間に現地監査を改めて受けなければならない。この時の現地監査による監査報告書の有効期限は、有効期限を 1 年とする。ただし、遠隔監査による監査報告書は有効期限以降も移動制限が継続し、現地監査を受けられない場合は、J-TAS 協議会と相談し、処置する。

4. 初回監査

初回監査では、可能な限り現地監査を行うこととする。ただし、監査員の移動が困難な場合は、遠隔監査を実施することができる。遠隔監査による監査報告書の有効期限は、2021 年 3 月 31 日までとし、その間に現地監査を改めて受けなければならない。この時の現地監査による監査報告書の有効期限は、遠隔監査による監査報告書発行日（初回認可日）から遡って 1 年とする。ただし、2021 年 3 月 31 日以降も移動制限が継続し、現地監査を受けられない場合は、J-TAS 協議会と相談し、処置する。

5. 遠隔監査の方法

監査機関は、監査基準に基づく要求事項に対して、次の点を遠隔監査によって確認する。

1) 現地監査で立ち入る事業所又は工場

モバイル端末などのテレビ会議システム又はビデオ通話を利用し、リアルタイムで羽毛原料、生産ライン及び記録の保管場所などの現物を確認する。

2) 社内文書及び記録

事前に提出を求め、必要に応じて 5.1) の際に内容をインタビューする。これに加えて、テレビ会議システムの画面共有機能など活用して、その場で記録を確認する。

以上